

よくある質問 F A Q

- Q1. トイレットペーパーはグリーン調達の対象ですか。
- Q2. マークがついていないトイレットペーパーでもよろしいですか。
業者によれば、環境配慮商品と同じエコ商品ですが、認定は受けていないと聞きました。
- Q3. ゴム印の判断基準がブランクになっているのはなぜですか。
- Q4. 白衣の区分は制服でよろしいですか。
- Q5. 油性ボールペンはグリーン調達の対象ですか。
- Q6. ゴム長靴、シューズはグリーン調達の対象ですか。
- Q7. 台車の区分は「オフィス家具」でよろしいですか。
- Q8. レジ袋はグリーン調達の対象ですか。
- Q9. ケント紙はグリーン調達の対象ですか。
- Q10. 府立大学等と印刷した封筒の分類は印刷物ですか、それとも文具類ですか。
- Q11. 印刷物のグリーン調達について、ロゴマークは入れる必要はありますか。

上記のQは、これまでに寄せられた質問を基にまとめています。環境省のQ&Aについては、下記のURLを参照してください。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/q&a.html#greenkounyu>

Q1 トイレットペーパーはグリーン調達の対象ですか。

A1 トイレットペーパーは、ティシュペーパーとともにグリーン調達の対象です。

Q2 マークがついていないトイレットペーパーでもよろしいですか。業者によれば、環境配慮商品と同じエコ商品ですが、認定は受けていないと聞きました。

A2 グリーン調達には当たりませんが、試行期間中では、グリーン調達として扱って構いません。

なお、トイレットペーパーの環境配慮商品はシングル、芯なしが対象です。

Q 3 ゴム印の判断基準がブランクになっているのはなぜですか。

A 3 「3. 文具類」の共通の判断基準で、特記すべき事項がないためです。

Q 4 白衣の区分は制服でよろしいですか。

A 4 「13. 制服・作業服等」の区分で扱います。

Q 5 油性ボールペンはグリーン調達の対象ですか。

A 5 「3. 文具類」の中で対象です。

なお、文具品の対象物品については下記 URL を参照してください。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/bungu.pdf>

Q 6 ゴム長靴、シューズはグリーン調達の対象ですか。

A 6 対象外になります。

Q 7 台車の区分は「オフィス家具」でよろしいですか。

A 7 「4. オフィス家具」の区分で扱います。

なお、オフィス家具の対象物品については、下記 URL を参照してください。

http://www.joifa.or.jp/green_9.pdf

Q 8 レジ袋はグリーン調達方針の対象ですか。

A 8 「3. 文具類」の「業務用ポリ袋」で対象です。

なお、「業務用ポリ袋」は、国のグリーン調達では対象から外れましたが、大阪府では対象としています。

Q 9 ケント紙はグリーン調達方針の対象ですか。

A 9 ケント紙は対象外としています。

Q 10 府立大学等と印刷した封筒の分類は印刷物としますか、それとも文具類としますか。

A 10 「3. 文具類」の区分で扱います。

Q 11 印刷物のロゴマークはグリーン調達方針の対象ですか。

A 11 グリーン調達方針では、印刷物にロゴマークを付することまで求めておりません。発注部局の判断で行うこととしますが、できる限りロゴマーク等を付するのが望ましいと考えます。